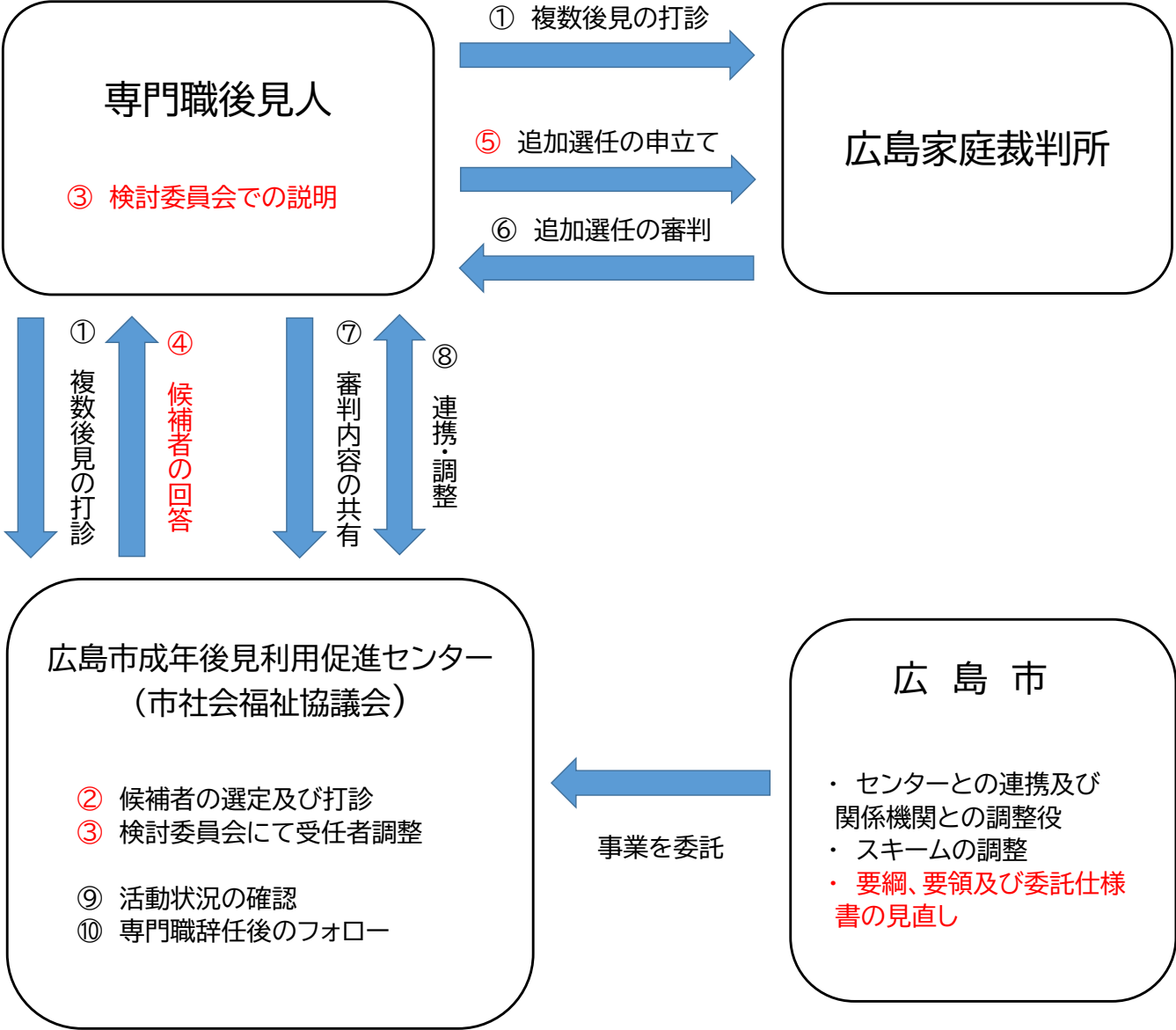


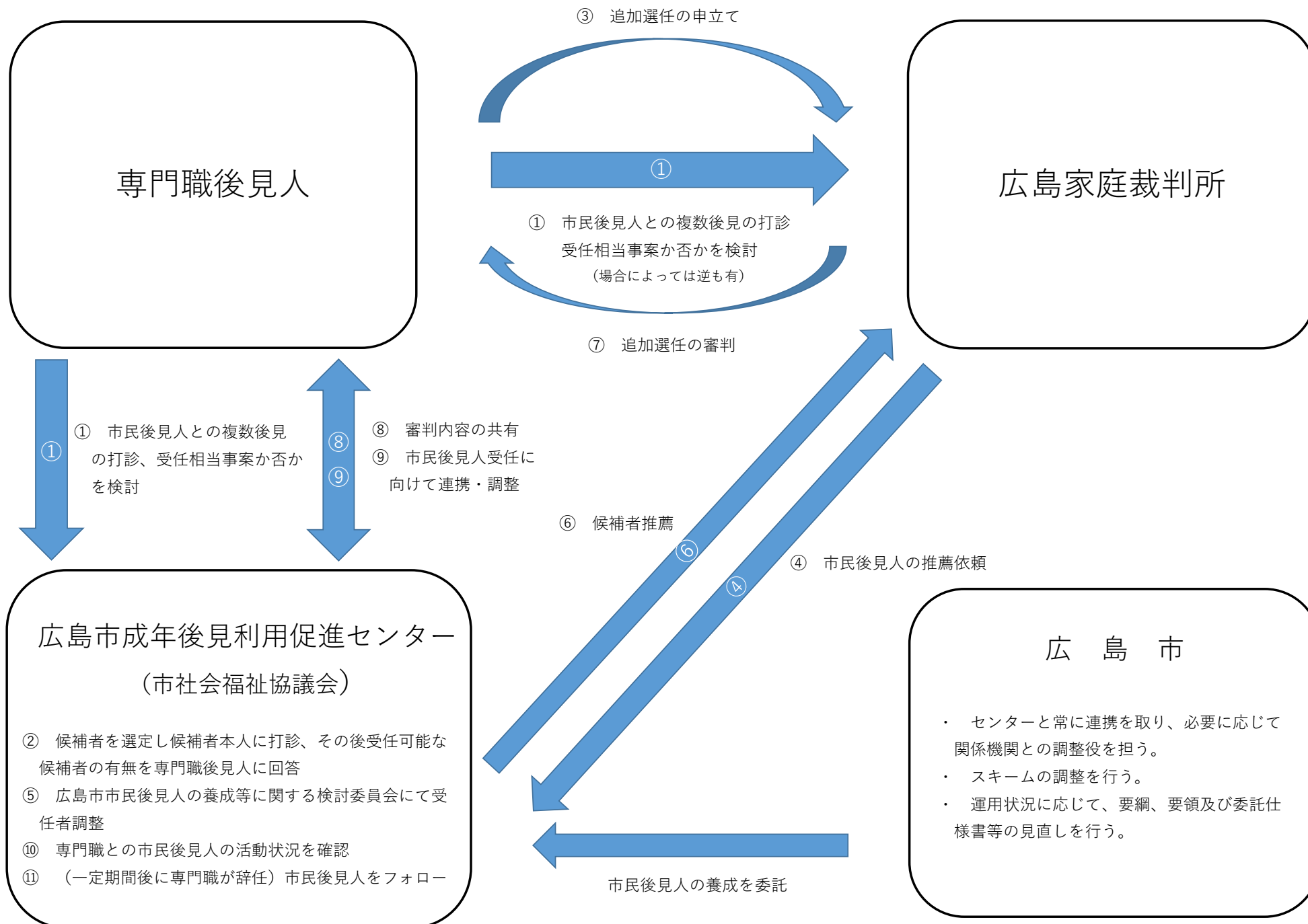
第3回地域連携ネットワーク推進会議における主な意見等への対応について

区分	構成員 (敬称略)	意見等	対応（予定も含む）
専門職後見人と市民後見人の 複数後見に係る受任スキーム (案) について	坂 原	受任スキーム（案）のように、専門職後見人がセンターや家庭裁判所に対して、できるだけ個人情報に配慮しながら情報共有を行った上で、市民後見人との複数選任の打診を行い、家庭裁判所への追加選任の申立てということになるのであれば、その後にセンターの中で個別具体的な事情を考慮した結果、追加選任が行えないことも想定されるため、二度手間になるのではと感じる。	議題(2)のアで説明。
	家 庭 裁 判 所	追加選任の申立ての前に行う専門職後見人からセンターへの複数選任の打診の段階で、ある程度市民後見人に受けてもらえるかどうかの見通しを立てていただけるとありがたい。	
市民後見人の受任基準について	松 本	受任基準の「親族への家族支援等を必要としない」との表現について、親族への家族支援は後見人の職務範囲外であるが、今の表現だと後見人の職務として捉えられかねないため、紛争性がないという部分にまとめるか、違う表現を用いるべきである。 また、別の受任基準で「成年後見類型が望ましい」との表現があるが、こちらについても保佐と補助類型は望まないと捉えられかねないため、「成年後見類型を原則とする」と表現を変えてはどうか。	議題(2)のアで説明。
	松 本	「後見支援信託の利用がないことが望ましい」との基準について、例えば、市民後見人に対してフォローアップ研修等で後見支援信託について学ぶ機会を設けるなどすることにより、市民後見人の受任ケースの範囲に後見支援信託の利用者を含めるようにしていただきたい。	「令和5年度 第1回フォローアップ研修」の中で、市民後見人が後見支援信託について学ぶ機会を設ける。
	手 島	市民後見人追加選任時の受任基準（案）に記載されている本人や親族への意向確認や了承を得たことをどのようにして確認するのか。	議題(2)のイで説明。
	伊 藤	本人への説明と同意という部分について、成年後見制度の運用では意思決定支援の部分が一番基本となってくると思う。受任基準の案には「意思の表明が可能であれば、本人が市民後見人の追加選任や将来的に後見人等の交代があることに拒否がない」と記載されているが、意思の表明が難しい人こそ意思決定支援を必要としているため、誰がどのようにして支援を行うのかを明確にするべきである。	本人や親族、関係者への説明及び意思確認等は専門職後見人が行い、その内容を資料4「市民後見人候補者調整依頼書（案）」を活用してセンターと共有する。 本人や親族、関係者への説明及び意思確認等を行う際には、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に基づいて意思決定支援を行うこととする。
センターにおける取組の拡充について	三 好	令和4年度に入ってから、地域包括支援センターの会議で困難事例を取り上げることが非常に多くなっていると聞く。地域包括支援センターだけでは解決できない課題が数多くあるため、ケース検討会議への専門職派遣の仕組みがあることは非常にありがたい。地域包括支援センターの会議等で説明をしていただけるとありがたいが、そのような計画はあるか。	地域包括支援センター職員の定期的連絡会の場等を活用して、成年後見利用促進センターの職員がケース検討会議の専門職派遣について説明を行う。



受任スキームの流れ
① 専門職がセンター及び家裁に市民後見人の複数後見を打診する（センターに市民後見人候補者調整依頼書を提出）。 ② センターが市民後見人候補者を選定し、候補者本人に打診する。 ③ センターは検討委員会で受任者調整を行う。専門職は原則検討委員会へ出席し、当該受任ケースについて説明を行う。 ④ センターから専門職に受任可能な候補者を回答する。 ⑤ 専門職が家裁に追加選任の申立てを行う。 ⑥ 家裁が追加選任の審判を行う。 ⑦ 専門職がセンターに審判内容を共有する。 ⑧ 受任開始に向けての連絡・調整を行う。 ⑨ センターが市民後見人に対して複数後見の活動状況を確認する。 ⑩ センターが専門職辞任後の市民後見人を引き続きフォローする。
<用語解説> - 専門職：専門職後見人 - 家裁：広島家庭裁判所 - センター：広島市成年後見利用促進センター - 検討委員会：広島市市民後見人の養成等に関する検討委員会

【参考：修正前】専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る受任スキーム（案）



市民後見人の受任基準について

専門職後見人が受任しているケースに市民後見人を追加選任するに当たって、次のとおり市民後見人の受任基準を設ける。

◎ 市民後見人追加選任時の受任基準（案）

1 必須とするもの

1	本人への説明と意思確認を行っていること。 ・ 本人の判断能力に関わらず意思決定支援を基本とした説明を行う。 ・ 意思の表明が可能であれば、本人が市民後見人の追加選任や将来的に後見人等の交代があることに拒否がない。
2	親族や関係者への説明を行い、反対されていないこと。 ・ キーパーソンとなる親族や関係者に対して、市民後見人の追加選任や将来的に後見人等の交代があることを説明し反対されていない。
3	第三者や親族間の対立、訴訟の係属等の紛争性がないこと。
4	本人の生活状況・心身状態・支援内容が落ち着いていること。 ・ 虐待や緊急的な対応の必要がない。 ・ 収支状況が安定しており、今後の生活が問題なく送れる見込みがある。 ・ 本人に自傷・他害行為（暴力や暴言等）がない。 ・ 身上保護を中心とした支援である。 ・ 医療同意に協力可能な親族と連絡がとれる、または終末期医療等に関する本人の意向が確認できている。

2 必須とはしないが重視するもの

1	成年後見類型を原則とするが、保佐、補助類型の場合は本人の心身状態、生活状況、必要とされる支援内容等から市民後見人での対応が可能なこと。
2	高度な専門性を必要としないこと。 ・ 資産1, 200万円以下かつ後見支援信託の利用がないことを原則とする。 ・ 預貯金、保険以外の金融資産（株、債券、信託、小切手等）がない、または保持していても現金化の必要がない。 ・ 不動産処分や高額な動産処分がないこと。ある場合は複数後見の期間中に完了見込みであること。 ・ 本人が相続人となる相続があれば完了している又は複数後見の期間中に完了見込みであること。 ・ 終了時に財産等の引き渡し可能な相続人と連絡可能な状態であること。
3	居所が安定していること。 ・ 近い将来に転居の必要がない、または転居の必要があれば複数後見の期間中に転居が完了し、居所が安定する見込みであること。

【留意事項】

上記の受任基準をクリアしたケースについて、**センターに市民後見人との複数後見の打診**があったとしても、必ずしも**受任可能な市民後見人候補者を回答**できるわけではない。

市民後見人候補者調整依頼書（案）

以下のとおり、成年被後見人等について、広島市市民後見人候補者バンク登録者から市民後見人候補者の調整を依頼します。

			依頼日	年	月	日			
成年後見人等	フリガナ		職種	☐	弁護士	☐	司法書士		
	氏名			☐	社会福祉士				
	連絡先	()	－	受任期間	年 月 日				
成年被後見人等	フリガナ		生年月	☐	昭和	☐	平成	☐	西暦
	氏名			年 月 日					
	居住地	施設名・病院名		類型	☐	成年後見			
					☐	保佐			
☐					補助				

【市民後見人の受任基準において必須とするもの】

※ 確認した項目に☐チェックしてください。

1 市民後見人の追加選任及び将来的な成年後見人等の交代について										
☐	(1) 本人への説明及び意思確認を行い、同意を得ている。又は本人意思の推定による確認を行っている。									
☐	(2) 本人と主に関わる親族や関係者への説明を行い、反対は無い。									
☐	説明日	説明を受けた人の氏名	成年被後見人等（本人）との関係性							
			☐	親族	☐	関係者				
			☐	親族	☐	関係者				
			☐	親族	☐	関係者				
2 第三者や親族間の対立、訴訟の係属等の紛争性について										
☐	第三者や親族間の対立、訴訟の係属がない。									
3 本人の生活状況・心身状態・支援内容が落ち着いていること										
☐	虐待や搾取、緊急的な対応の必要がない。									
☐	本人による自傷・他害行為（暴力や暴言等）がない。									
☐	身上保護を中心とした支援である。									
☐	医療同意に協力可能な親族と連絡が取れる。又は終末期医療等に関する本人の意向が確認できている。									
☐	収支状況が安定しており、今後の生活が問題なく送れる見込みである。									
	【収支状況】									
☐	・月額収入約	万円	☐	年金	☐	賃料収入	☐	生活保護	☐	親族援助
			☐	その他 ()						
	・月額支出約	万円								
	収支：月額 約 万円の (☐ 黒字 ☐ 赤字)									

※ 留意事項

- ◎ 本依頼書をメールで送付する際は、添付データにパスワードを設定してください。
- ◎ 本依頼書に記載された内容について、広島市成年後見利用促進センターから依頼者に確認することがあります。

【市民後見人の受任基準において**必須とはしないが重視するもの**】

※ 該当する項目に☐チェックしてください。

4 高度な専門性の有無について（本人の財産・収支の状況等）					
(1) 財産の状況					
☐	預貯金あり	→	約	万円	
☐	金融資産あり（株・債券・信託・小切手等）	→	約	万円相当	
				現金化の必要	☐ なし ☐ あり
☐	不動産あり	→	売却の必要性	☐ なし ☐ あり	
☐	後見支援信託の利用あり	→	約	万円相当	
				定期的な払戻しの有無	☐ なし ☐ あり
☐	負債あり	→	約	万円	
(2) 相続財産					
☐	本人を相続人とする手続が必要な相続はない				
☐	本人を相続人とする手続が必要な相続がある				
	→	☐ 現金約	万円	☐ 不動産	☐ 負債 ☐ その他 ☐ 不詳
5 居所について					
☐	自宅	→	同居者の有無	☐ なし ☐ あり	続柄（ ）
☐	病院	→	入院時期	（ 年 月頃から）	
☐	施設	→	入所時期	（ 年 月頃から）	
☐	転居・転院・転園の予定	☐ なし ☐ あり			
	ありの場合	→	予定時期	（ 年 月頃）	
			予定場所	（ ）	
6 その他					
(1) 本人とのコミュニケーションについて					
☐	可能な時もある				
☐	常に困難である				
☐	コミュニケーションが取れない				
(2) 特記事項（成年被後見人等に関して留意してほしいこと。成年後見人等選任における希望など。）					
(3) 受任者調整前の市民後見人候補者との事前面談について					
☐	面談を希望する				
☐	面談を希望しない				
(4) 「広島市市民後見人の養成等に関する検討委員会」への出席等について					
※ 検討委員会とは、市民後見人による複数後見の可否や市民後見人候補者の選任等について委員から意見を聴取する会議のことをいう。					
☐	日程が合えば、検討委員会に出席し、成年被後見人等について説明することは可能である				
☐	検討委員会への出席は困難である（出席の代わりに、成年被後見人等の情報を補足する資料の提出をお願いします）				

【センター使用欄】

◎ 広島市市民後見人候補者バンク登録者からの市民後見人候補者の受任者調整 （ ☐ 可 ☐ 否 ）

・ 受任者調整が可能な市民後見人候補者の検討状況

	氏 名	打診日	回答日	回 答	備 考
1				☐ 可 ☐ 否	
2				☐ 可 ☐ 否	
3				☐ 可 ☐ 否	

・ 受任者調整を行う市民後見人候補者 （ ）

第9期広島市高齢者施策推進プラン（広島市成年後見制度利用促進基本計画）の策定について

1 市町村の役割

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項では、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされている。

成年後見制度利用促進法（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 本市における基本計画の策定

- 本市では、令和3年2月に策定した「第8期広島市高齢者施策推進プラン」（令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度））において、「権利擁護の推進」に取り組むこととしており、地域連携ネットワークの構築等に係る具体的な取組内容を盛り込むことで、「広島市成年後見制度利用促進基本計画」として位置付けている。
- 今年度策定する「第9期広島市高齢者施策推進プラン（令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度））」においても、令和4年3月に閣議決定された国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の内容を踏まえ、成年後見制度の利用促進に関する取組内容を盛り込み、「広島市成年後見制度利用促進基本計画」として位置付ける予定である。
- なお、今後は広島市地域共生社会実現計画（地域福祉計画）及び広島市障害者計画（障害者個別計画）についても、次期計画を策定することとしており、その中で成年後見制度の利用促進など権利擁護支援について盛り込む予定である。

（参考）各計画の策定状況

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
広島市地域共生社会実現計画 (地域福祉計画)	第 1 次 (平成 31 年度 ~ 令和 5 年度)			第 2 次 (令和 6 年度 ~ 令和 10 年度)					
広島市高齢者施策推進プラン (高齢者個別計画)	第 8 期 (令和 3 年度 ~ 令和 5 年度)			第 9 期 (令和 6 年度 ~ 令和 8 年度)			第 10 期 (令和 9 年度 ~ 令和 11 年度)		
広島市障害者計画 (障害者個別計画)	現 行 (平成 30 年度 ~ 令和 5 年度)			次 期 (令和 6 年度 ~ 令和 11 年度)					

【参考】第8期広島市高齢者施策推進プランの施策体系について

3つの施策の柱	施策項目	横断的な視点
1 高齢者がいきいきと暮らしていくための活動の促進	【重点施策Ⅰ】健康づくりと介護予防の促進	・自立支援と重度化防止 ・エリアマネジメント ・リスクマネジメント
	生きがいつくりの支援	
	まちの活性化につながる多様な活動の促進	
2 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくり	【重点施策Ⅱ】見守り支え合う地域づくりの推進	
	生活環境の充実	
	権利擁護の推進	
3 援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実	暮らしの安全対策の推進	
	【重点施策Ⅲ】質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進	
	介護保険事業の円滑な実施と持続可能性の確保	
	【重点施策Ⅳ】在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進	
	【重点施策Ⅴ】認知症施策の推進	
	被爆者への援護	

成年後見制度の利用促進（権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築等）

- 権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげるための保健・医療・福祉の連携に司法も含めた地域連携ネットワークの構築及び親族や福祉・医療・地域の関係者及び後見人等で構築される権利擁護支援チームへの支援
- 専門職団体や福祉関係団体等が連携し、地域課題の解決に向けて協議するための協議会の設置及び市民や関係機関への制度の周知や普及啓発、専門職との連携による権利擁護支援チームへのアドバイザーの派遣等に取り組む中核機関の設置
- 福祉サービス利用援助事業や法人後見事業を活用した、市民後見人養成研修修了者に対する知識の維持・向上を図る機会の提供及び市民後見人に対する専門職等によるサポート体制の整備など

広島市成年後見利用促進センターの運営状況について
令和 4 年度（令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月）

1 成年後見制度市民講演会の開催

日時	開催区	内容・テーマ	講師	参加者数 ※
令和 4 年 7 月 23 日(土) 13:30 ～ 15:30	西区 佐伯区	令和 4 年度 成年後見制度市民講演会 ～いざという時に備えて、今から自分でできること～	日野弁護士	63 名
令和 4 年 7 月 25 日(月) 13:30 ～ 15:30	安佐南区 安佐北区		菊永弁護士	91 名
令和 4 年 7 月 30 日(土) 13:30 ～ 15:30	中区 南区		野上司法書士	70 名
令和 4 年 10 月 27 日(木) 13:30 ～ 15:30	東区 安芸区		松田司法書士	80 名

※ 会場参加者とオンライン参加者の合計人数

2 成年後見制度普及講演会の開催

日時	内容・テーマ	講師	参加者数 ※
令和 4 年 9 月 17 日(土) 13:30 ～ 15:30	「安心して暮らすために」 成年後見制度の基礎知識や成年後見制度を取り巻く社会情勢について	原本社会福祉士	64 名

※ 会場参加者とオンライン参加者の合計人数

3 広島市成年後見利用促進センター職員の講師派遣

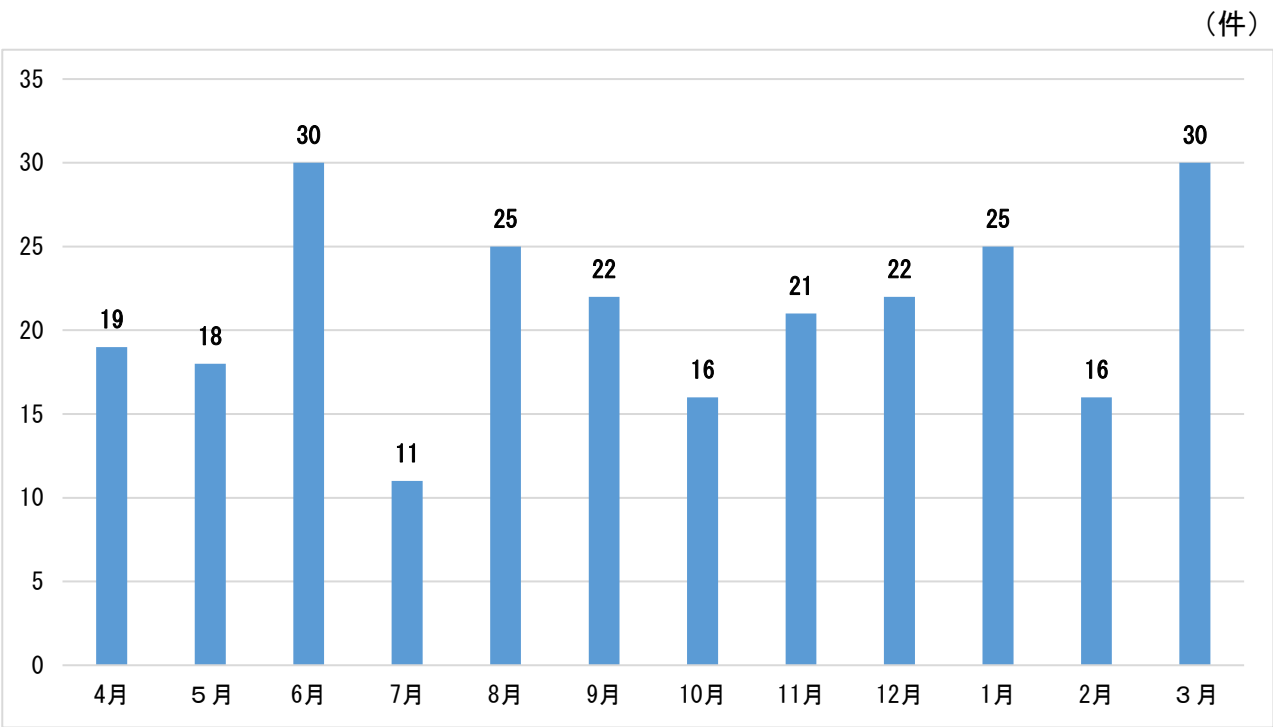
地域包括支援センターや医療機関、区地域支えあい課等の依頼に基づき、広島市成年後見利用促進センター職員の講師派遣を計 18 件実施し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の説明及び広島市成年後見利用促進センターの紹介等を行った。

4 専門相談の開催状況

成年後見制度の利用という視点から、弁護士、司法書士、社会福祉士が相談者に対して助言等を行う「専門職による成年後見制度に関する相談会」を毎月第 3 火曜日に開催した（計 9 回）。

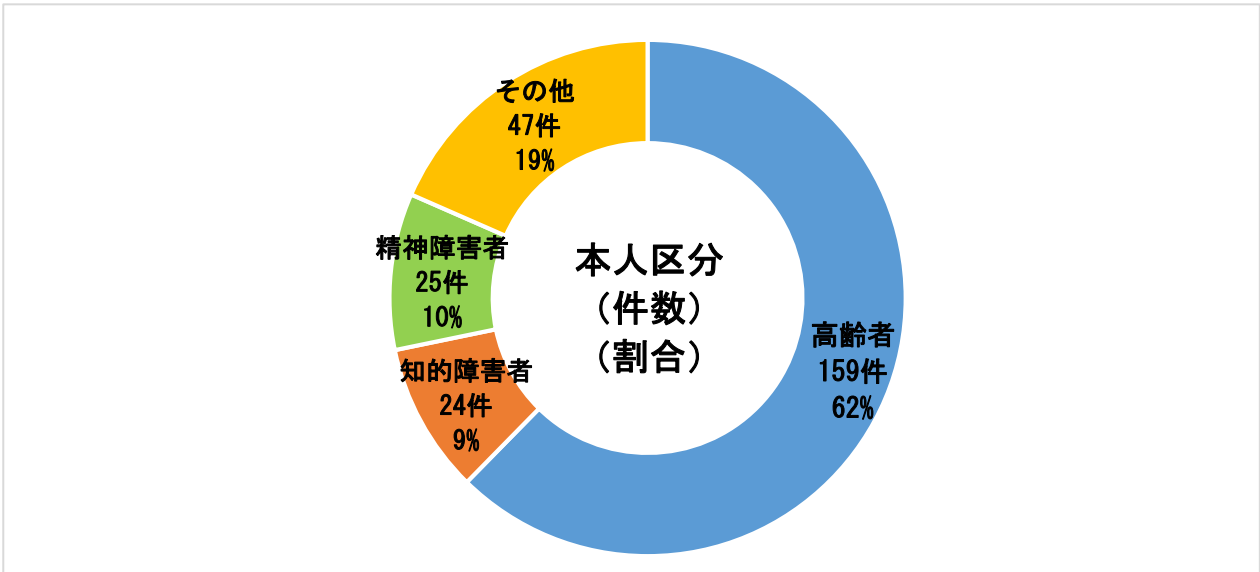
令和 4 年度（令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月）の専門相談の件数は計 31 件であった。

5 一般相談の月別実施状況の推移（令和4年度 合計255件）

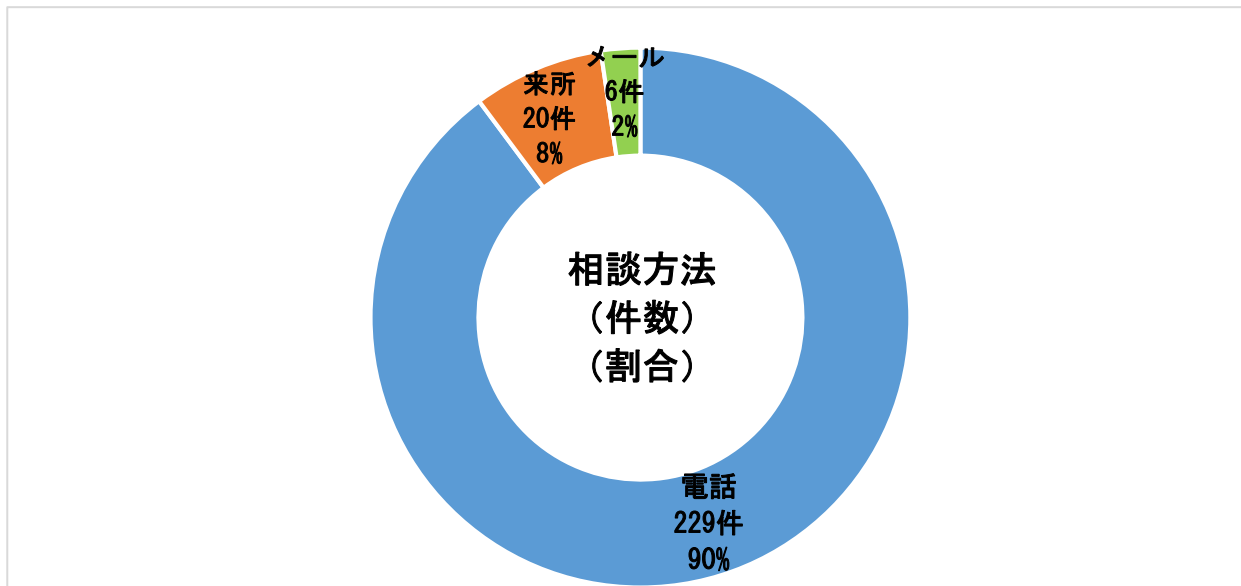


6 一般相談の内訳（令和4年度 合計255件）

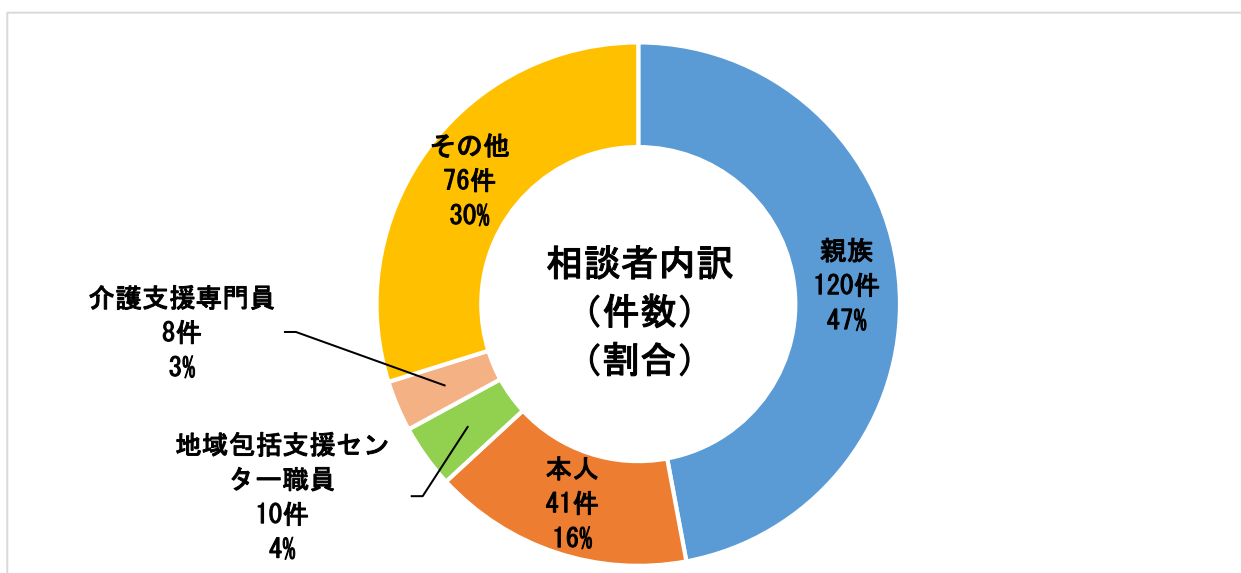
(1) 本人区分



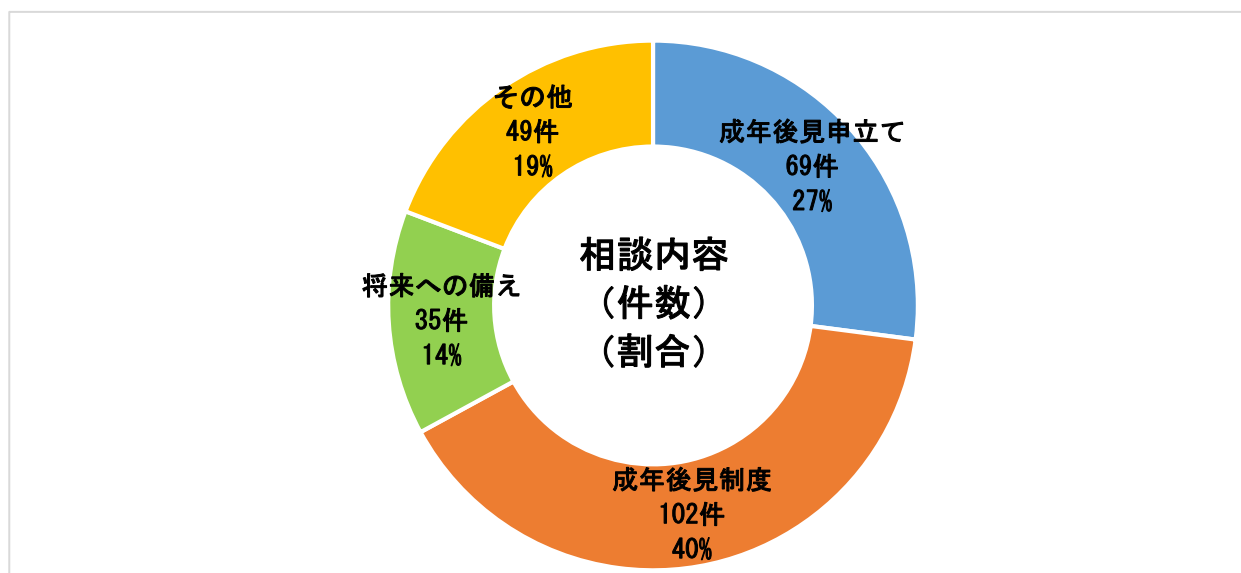
(2) 相談方法



(3) 相談者



(4) 相談内容



【参考】広島市成年後見利用促進センターの運営実績の推移について

① 講師派遣について

年度	件数	平均(一月当たり)
R3(10月～3月)	10件	1.7 件
R4(4月～3月)	19件	1.6 件
R5(4月～6月)	6件	2.0 件

② 一般相談について

年度	件数	平均(一月当たり)
R3(10月～3月)	156件	26.0 件
R4(4月～3月)	255件	21.3 件
R5(4月～6月)	94件	31.3 件

(内訳)

年度	本人区分			
	高齢者	知的障害者	精神障害者	その他
R3(10月～3月)	100件 (64%)	10件 (6%)	16件 (10%)	30件 (19%)
R4(4月～3月)	159件 (62%)	24件 (9%)	25件 (10%)	47件 (18%)
R5(4月～6月)	44件 (47%)	7件 (7%)	16件 (17%)	27件 (29%)

年度	相談方法			
	電話	来所	メール	その他
R3(10月～3月)	150件 (96%)	5件 (3%)	1件 (1%)	0件 (0%)
R4(4月～3月)	229件 (90%)	20件 (8%)	6件 (2%)	0件 (0%)
R5(4月～6月)	87件 (93%)	7件 (7%)	0件 (0%)	0件 (0%)

年度	相談者				
	親族	本人	地域包括支援センター職員	介護支援専門員	その他
R3(10月～3月)	75件 (48%)	32件 (21%)	3件 (2%)	7件 (4%)	39件 (25%)
R4(4月～3月)	120件 (47%)	41件 (16%)	10件 (4%)	8件 (3%)	76件 (30%)
R5(4月～6月)	41件 (44%)	11件 (12%)	2件 (2%)	7件 (7%)	33件 (35%)

年度	相談内容			
	成年後見申立て	成年後見制度	将来への備え	その他
R3(10月～3月)	60件 (38%)	49件 (31%)	21件 (13%)	26件 (17%)
R4(4月～3月)	69件 (27%)	102件 (40%)	35件 (14%)	49件 (19%)
R5(4月～6月)	41件 (44%)	11件 (12%)	2件 (2%)	7件 (7%)

③ 専門職相談について

年度	件数	平均(一月当たり)
R3(10月～3月)	12件	2.0 件
R4(4月～3月)	31件	2.6 件
R5(4月～6月)	8件	2.7 件

市民後見人養成事業の実施状況について

1 事業概要

高齢化の進展に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれ、弁護士等の専門職後見人の不足が懸念される中、高齢者等が尊厳を保ち、判断能力が十分でなくなっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにする必要がある。このため、後見等の業務を適正に行うことができる市民による後見業務の担い手（以下「市民後見人」という。）を養成することを目的として、広島市成年後見利用促進センターにおいて広島市市民後見人養成事業を実施するものである。

2 業務実施状況（令和5年3月～6月）について

月	内 容
3 月	・ 市民後見人候補者バンク登録者2名について、広島家庭裁判所へ成年後見人追加選任の申立てを行った。
4 月	・ 市民後見人候補者バンク未登録の養成研修修了者1名について、バンク登録を行った。 ・ 広島家庭裁判所から、市民後見人候補者バンク登録者1名が成年後見人（市民後見人）として選任された。（本市で3人目の市民後見人） ・ 広島市市民後見人の養成等に関する検討委員会の開催のため、検討委員会委員の日程等調整を行った。
5 月	・ 市民後見人候補者バンク登録者に令和5年度フォローアップ研修の開催案内を送付した。 ・ 市民後見人候補者バンク登録者1名からバンク登録辞退の意向を受けたため、バンク登録者名簿から削除した。 ・ 広島家庭裁判所から、市民後見人候補者バンク登録者1名が成年後見人（市民後見人）として選任された。（本市で4人目の市民後見人）
6 月	・ 広島市市民後見人養成研修の開催に向けて、成年後見制度講演会と広島市市民後見人養成研修事前説明会を開催した。

3 事業実績について（令和5年6月30日現在）

(人)

区 分	平成29年度 (第1期生)	平成31年度 (第2期生)	令和3年度 (第3期生)	合計
広島市市民後見人候補者 バンク登録者数	10	20	3	33
「かけはし」生活支援員 (※1)	8	18	3	29
「こうけん」後見支援員 (※2)	0	0	0	0
支援員未登録者数	2	2	0	4
市民後見人	2	2	0	4

※1 広島市市民後見人候補者バンク登録者のうち、権利擁護活動希望者を登録している。

※2 広島市市民後見人候補者バンク登録者のうち、法人後見の支援員として活動する者を登録している。

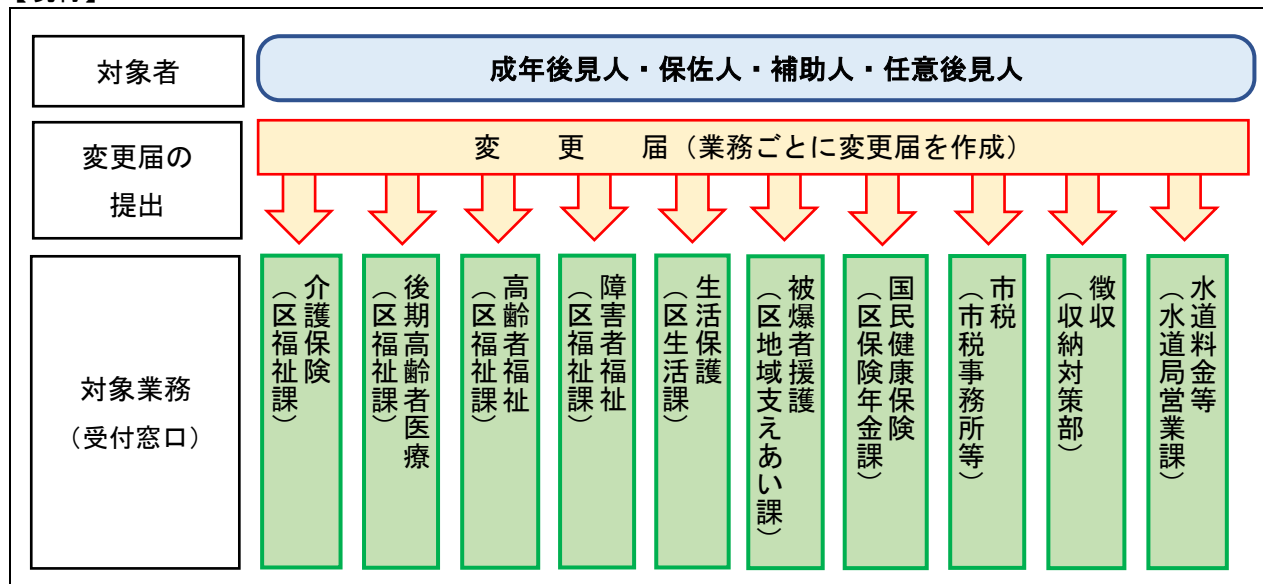
成年後見人等への送付先変更の一括受付について（案）

1 概要

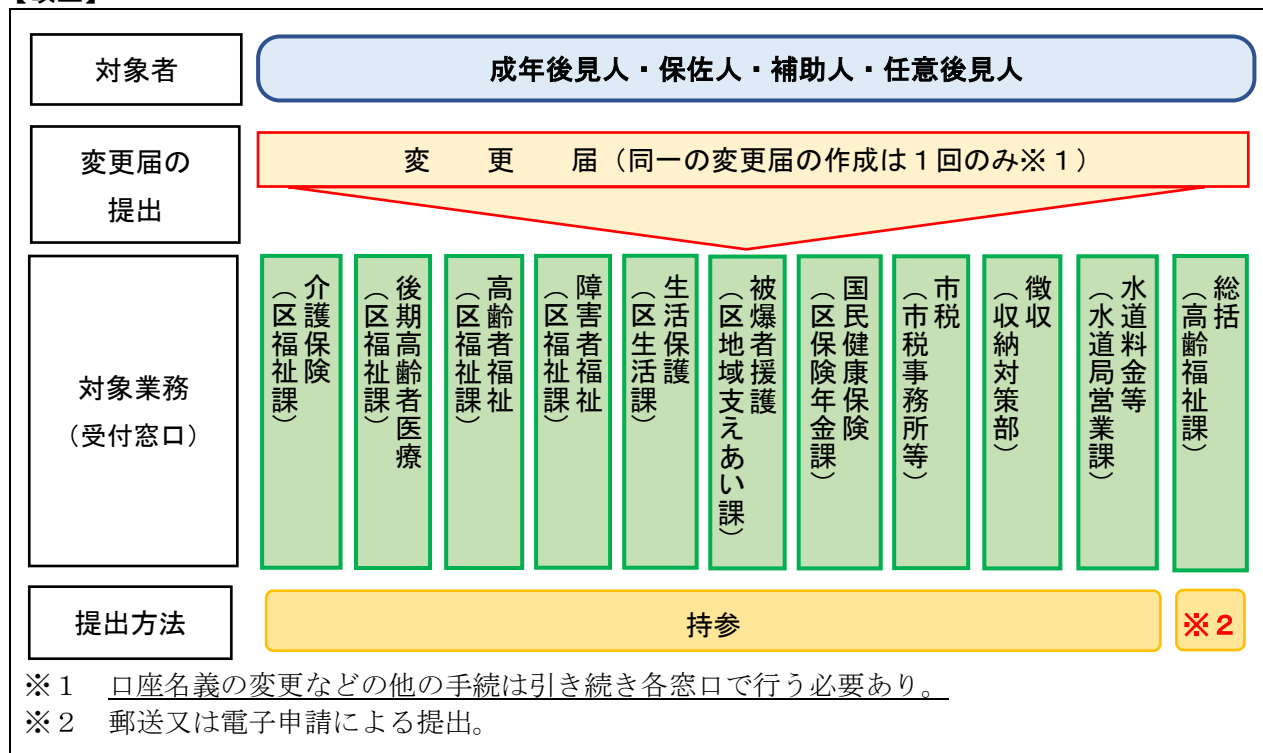
成年後見人等は、成年後見等開始後に国民健康保険や市税など市からの様々な郵便物の送付先住所を変更する手続を行う必要があり、現在、各担当窓口で手続を行っている。この度、成年後見人等の負担軽減や本市の業務の効率化を図るため、変更手続を一括して受け付けることができるよう事務処理等を見直し、令和5年10月から実施することを予定している。

2 実施内容等

【現行】



【改正】



3 広報

広報紙「ひろしま市民と市政（9月15日号予定）」や市ホームページ、チラシ等による広報を行うとともに、成年後見人等に選任されることの多い専門職の各団体（広島弁護士会、広島司法書士会、広島県社会福祉士会、広島県行政書士会等）に対し、団体内での周知を依頼したいと考えている。また、新たに選任される成年後見人等に対しては、広島家庭裁判所等を通じて情報提供を行うなど効果的な周知を行いたい。